

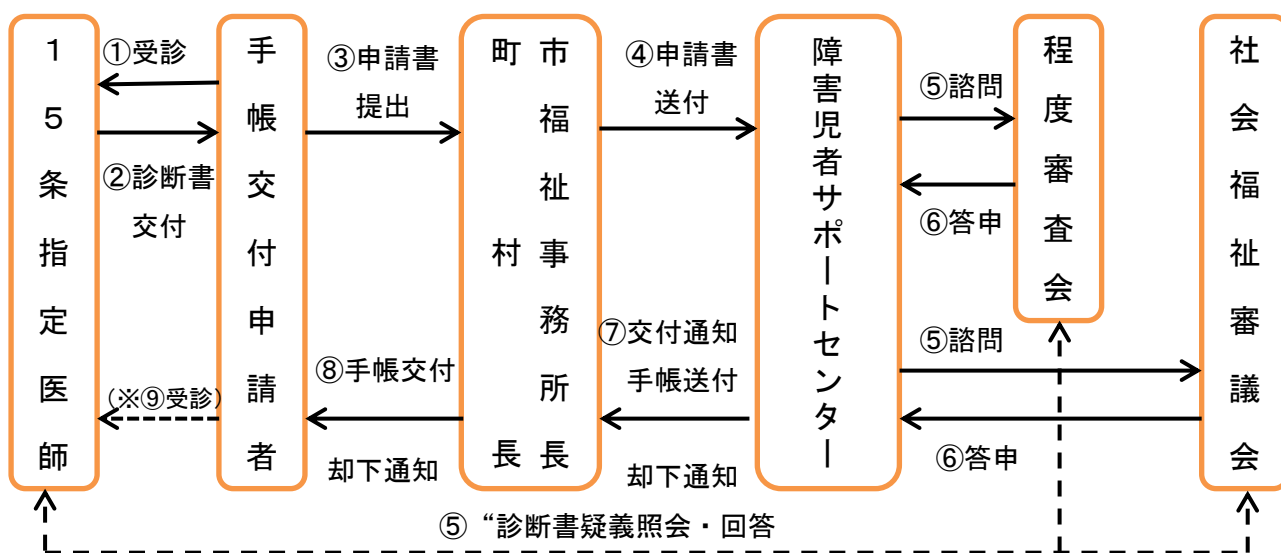
身体障害者手帳を申請される皆様へ

身体障害者手帳とは

- 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に交付されるものです。
- 交付の対象となる障害の範囲は、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害です。身体障害者障害程度等級表により1級から7級までの区分があります。ただし、7級の障害一つのみでは手帳の交付対象となりません。

※身体障害者手帳は、その障害が永続することを前提とした制度です。障害の原因となる疾病や外傷などが発生して間もない時期、乳幼児期、障害が永続しないと考えられる場合などについては、認定されないことがあります。

手帳交付の流れ



- 各市町村の窓口申請から、通常1～2ヶ月程度で身体障害者手帳が交付されます。ただし、提出いただいた身体障害者診断書・意見書の内容によっては指定医への照会等が必要となり、日数がかかることがあります。

また、障害や等級の認定にあたって専門的な審査が必要と判断される場合、身体障害者福祉法別表に該当しない（手帳が交付されない）と判断される場合、程度審査会や社会福祉審議会に諮問させていただくことになりますので、さらに日数がかかります。